

前橋市地域包括支援センター南部介護予防支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 事業所の職員は、要支援状態等になった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称及び位置)

第3条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 前橋市地域包括支援センター南部

(2) 位置 前橋市朝倉町830-1

(開所日及び開所時間)

第4条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から1月3日までの日を除く。

(2) 開所時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

(職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に管理者1人を置き、事業所の従業者の管理、指定介護予防支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

2 事業所に社会福祉士等2人以上、保健師等2人以上、主任介護支援専門員等2人以上を置き、介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等の介護予防支援サービスの提供に当たる。

3 事業所に事務職員1人を置き、管理者の指示に従い、必要な事務を行う。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内において、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 介護予防サービス計画の作成

介護予防サービス計画を作成するに当たっては、利用者又は家族に説明し、文書

等により同意を得るものとする。

(3) サービス担当者会議

介護予防サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催するものとする。

(4) 居宅訪問

介護予防サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護予防サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行うものとする。

(5) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行うものとする。

(利用料等)

第7条 利用料は、厚生労働省告示により定める介護報酬額とする。ただし、当該介護予防支援が法定代理受理サービスであるときは、利用料は、徴収しないものとする。

2 事業の実施に要する職員の交通費は、利用者から徴収しないものとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、前橋市内上川淵・下川淵地区とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防、発生時の対応に関する事項)

第10条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

- (1) 感染対策基準策定の目的について
- (2) 事業所の感染対策の基本的な考え方
- (3) 事業所内感染対策に関する権限と責任
- (4) 事業所内感染に対する職員研修の指針
- (5) 感染症発生状況の報告の基本方針
- (6) 事業所内感染予防の基本方針

(7) 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針

(8) その他、感染症に関する事項について

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条 管理者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密に関する事項は、これを保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月6日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月12日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。